

付 議 第 8 号

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、知事から、高知地方裁判所平成 27 年（ワ）第 71 号損害賠償請求事件の訴訟事務を教育長に補助執行させることについて、協議がありましたので、これに同意することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 26 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。

別紙



26高法務第288号
平成27年3月16日

高知県教育委員会委員長 様



訴訟事務の補助執行に関する協議について

地方自治法第180条の2の規定に基づき、下記事件の訴訟事務を教育長に補助執行させることに関して協議します。

記

事件番号	高知地方裁判所 平成27年（ワ）第71号
事件名	損害賠償請求事件
原告	[REDACTED]
被告	高知県

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案説明

本議案は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、知事から下記事件の訴訟事務を教育長に補助執行させることに関して協議があったことにつき、同意の決議を求めようとするものである。

1 事件名

高知地方裁判所 平成 27 年（ワ）第 71 号 損害賠償請求事件

2 訴えの提起年月日

平成 27 年 2 月 23 日

3 当事者

原告 （個人名）

被告 高知県

4 訴えの内容

県立高校の元生徒が、高校側の事実誤認により他の生徒に対する「いじめ」の主犯格と認定され、強制的な事実調査と執拗な脅しの末、自主退学に追い込まれたとして、その精神的苦痛に対する慰謝料 140 万円及び弁護士費用 14 万円の合計 154 万円の損害賠償を求めるもの